(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　スリランカ民主社会主義共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十一年九月二十九日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　髙橋邦夫

スリランカ民主社会主義共和国

財務・計画省次官

Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ殿

（スリランカ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をスリランカ民主社会主義共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年九月二十九日にコロンボで

スリランカ民主社会主義共和国

財務・計画省次官

Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ

スリランカ民主社会主義共和国駐在

日本国特命全権大使　髙橋邦夫閣下

○外務省告示第三百五十五号

平成二十三年十月五日にムババーネで、技術協力に関する日本国政府とスワジランド王国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十三年十月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

技術協力に関する日本国政府とスワジランド王国政府との間の協定

日本国政府及びスワジランド王国政府は、

技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済開発及び社会開発の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、スワジランド王国政府の権限のある当局は経済企画・開発省である。

第三条

次の形態による技術協力が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の現行法令に従い、かつ、前条に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練をスワジランド国民に提供すること。

(b)　専門家をスワジランド王国に派遣すること（以下、派遣された専門家を「専門家」という。）。

(c)　幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「シニア海外ボランティア」という。）をスワジランド王国に派遣すること。

(d)　スワジランド王国の経済開発及び社会開発の計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「調査団」という。）をスワジランド王国に派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材をスワジランド王国政府に供与すること。

(f)　両政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をスワジランド王国政府に対して行うこと。

第四条

スワジランド王国政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてスワジランド国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がスワジランド王国の経済開発及び社会開発に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

ＪＩＣＡが専門家、シニア海外ボランティア及び調査団を派遣する場合には、スワジランド王国政府は、次の措置をとる。

1　(1)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　スワジランド王国に派遣される専門家一名につき一台、専門家の家族につき一台、シニア海外ボランティア一名につき一台及びシニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(c)　スワジランド王国に自動車を輸入しない専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、当該専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、専門家一名につき一台、専門家の家族につき一台、シニア海外ボランティア一名につき一台及びシニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(2)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、かつ、それらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びに専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の相手方となる当該任務の遂行に必要なスワジランド人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　専門家及びシニア海外ボランティアに係る次の諸経費を負担すること。

(i)　通勤費

(ii)　スワジランド王国内の公用出張旅費

(iii)　公用通信費

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)　(a)　専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に対し、その任期中、スワジランド王国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　専門家、シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d)　専門家、シニア海外ボランティア及び調査団の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後スワジランド王国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。